

障害者支援施設等食材料費高騰対策支援事業について

事業の概要

<食材料費支援>

物価高騰の影響により、利用者への食事提供に影響が生じないように、障害者支援施設等に対し、補助基準額を上限として、令和8年度の食材料費の対前年増加額に係る経費を補助する。

【対象施設】利用者に対して食事を提供している入所系、通所系施設

入所系施設	通所系施設
障害者支援施設 共同生活援助 宿泊型自立訓練 福祉型障害児入所施設 短期入所	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援センター

※市町又は一部事務組合が設置する施設を除く。

【補助金額】

○ 以下の①と②の額を比較して、低い方の額を補助金として交付する。

①食材料費の対前年増加額

$$\boxed{\text{令和8年度食材料費}} - \boxed{\text{令和7年度の食材料費}}$$

②補助金の上限額

$$\boxed{\text{補助基準額}} \times \boxed{\text{利用者数}}$$

区分	補助基準額
入所系施設	21,600円（利用者1人）
通所系施設	6,400円（利用者1人）

申請開始時期等

令和8年4月上～中旬から申請受付を開始する予定です。準備が整い次第、事務局ホームページ等でお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。